

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月8日

鳥取県知事 平 伸 治

1 調達内容

（1）調達案件の名称及び予定件数

自動車保管場所現地調査業務 64,000件

（2）調達案件の仕様

入札説明書による。

（3）委託場所

鳥取県鳥取警察署、鳥取県郡家警察署、鳥取県智頭警察署、鳥取県浜村警察署、鳥取県倉吉警察署、鳥取県琴浦大山警察署、鳥取県米子警察署、鳥取県境港警察署及び鳥取県黒坂警察署の管轄区域（ただし、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）附則第2項第1号に規定する区域に限る。）

（4）委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

（5）入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、（1）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）1件当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、契約時の契約単価は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が各種調査委託のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和8年1月21日（水）正午までに原則としてとつとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）委託業務を確実に履行できる者であること。

（5）鳥取県との協力、連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1）入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目 271 番地

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

電子メール k_shinsasuito@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和8年1月8日(木)から同年1月19日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月26日(木)午後2時30分 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日(水)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目 271 番地

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年2月2日(月)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約単価に1の(1)の予定件数を乗じて得た額に、課税事業者にあっては、当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。